

訪問看護「別表7」の対象となる主な疾病等

別表7とは、厚生労働省が定めている、医療的な支援の必要性が高い疾病・状態の一覧です。訪問看護を利用するときの保険の取り扱いや訪問回数などに関係します。ここでは、ご本人やご家族にも分かりやすいよう、対象となる疾病等を簡単にご紹介します。

末期の悪性腫瘍	がんが進行し、治癒を目的とした治療よりも、症状をやわらげながら療養生活を支えることが中心となっている状態です。
多発性硬化症	脳や脊髄などの神経に障害が起こり、しびれ、筋力低下、視力障害などさまざまな症状が現れる病気です。
重症筋無力症	筋肉に力が入りにくくなり、まぶたが下がる、手足が疲れやすい、飲み込みにくいなどの症状がみられる病気です。
スモン	主に下半身のしびれや痛み、歩行障害、視力障害などがみられる神経の病気です。
筋萎縮性側索硬化症（ALS）	全身の筋肉が徐々に動かしにくくなる病気で、進行すると呼吸や飲み込みにも支援が必要になることがあります。
脊髄小脳変性症	歩くとふらつく、手がうまく使えない、話しにくいなど、運動の調整が難しくなる病気です。
ハンチントン病	自分の意思とは関係なく体が動く症状や、認知・精神面の変化などが徐々に現れる遺伝性の病気です。
進行性筋ジストロフィー症	筋肉の力が徐々に低下していく病気で、日常生活の介助や呼吸のサポートが必要になる場合があります。
パーキンソン病関連疾患	動作が遅くなる、体がこわばる、転びやすくなるなどの症状が進行する病気です。対象となるパーキンソン病には重症度などの条件があります。
多系統萎縮症	歩行や体の動きに加え、血圧調整や排尿などにも障害が起こることがある進行性の神経の病気です。
プリオン病	脳の機能が急速に低下し、認知機能や運動機能などに重い障害が現れる病気です。
亜急性硬化性全脳炎（SSPE）	麻疹（はしか）ウイルスに関連して、数年後に脳の機能が徐々に低下することがあるまれな病気です。
ライソゾーム病	体内の特定の物質を分解する働きに異常があり、さまざまな臓器や神経に症状が現れる遺伝性疾患の総称です。
副腎白質ジストロフィー	主に脳や神経、副腎などに影響し、運動や認知機能などが低下することがある遺伝性の病気です。
脊髄性筋萎縮症（SMA）	筋肉を動かす神経が障害され、筋力が低下する病気です。呼吸や飲み込みの支援が必要になる場合があります。
球脊髄性筋萎縮症	手足の筋力低下のほか、話しにくさや飲み込みにくさなどが徐々に現れる病気です。

慢性炎症性脱髄性多発神経炎（CIP）	末梢神経に炎症が起こり、手足のしびれや筋力低下などが続く病気です。
後天性免疫不全症候群（AIDS）	HIVによって免疫機能が低下し、さまざまな感染症などを起こしやすくなった状態です。
頸髄損傷	首の部分の脊髄が損傷し、手足の麻痺や感覚障害、呼吸への影響などが生じる状態です。
人工呼吸器を使用している状態	病名にかかわらず、呼吸を補助するために人工呼吸器を使用しながら生活している状態です。

実際に「別表7」に該当するかどうかは、病名だけでは判断できない場合があります。特にパーキンソン病などは重症度の条件があります。詳しくは、主治医・訪問看護ステーション・ケアマネジャー等へご相談ください。

参考：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等 別表第七」等。制度改正等により内容が変更される場合があります。本資料は一般の方向けの概要であり、診断や保険適用を確定するものではありません。